

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【公開番号】特開2014-231797(P2014-231797A)

【公開日】平成26年12月11日(2014.12.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-068

【出願番号】特願2013-113415(P2013-113415)

【国際特許分類】

F 0 1 D	11/08	(2006.01)
F 0 2 C	7/00	(2006.01)
F 0 2 C	7/28	(2006.01)
F 0 1 D	25/00	(2006.01)
F 1 6 J	15/44	(2006.01)

【F I】

F 0 1 D	11/08	
F 0 2 C	7/00	D
F 0 2 C	7/28	A
F 0 1 D	25/00	M
F 0 1 D	25/00	X
F 1 6 J	15/44	A

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月25日(2016.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

圧縮機、燃焼器、およびタービンから構成されるガスタービンの該タービンにおいて、ケーシングと、前記ケーシングの長手方向に延設する回転軸の周りで回転するタービン動翼との間の隙間にはハニカムシールが前記ケーシング側に固定されて配設されており、前記タービン動翼の前記ハニカムシールに対向する端面には前記回転軸に直交する方向に延設するシールフィンが設けてある、ガスタービンであって、

前記ハニカムシールは、台形が交互に連続する複数の波形薄板がそれぞれの隔壁同士で重ね合わされ、前記隔壁同士がろう付けされて形成されており、

前記タービン動翼の前記回転方向に対して、前記ハニカムシールの前記隔壁の長手方向が傾斜してあり、

前記ハニカムシールの前記隔壁は、前記回転軸に直交する鉛直軸に対して前記タービン動翼の前記回転方向にある逃げ角で傾斜しているガスタービン。

【請求項2】

前記隔壁の長手方向の傾斜している角度が30度～90度の範囲である請求項1に記載のガスタービン。

【請求項3】

前記隔壁の長手方向の傾斜している角度が90度である請求項2に記載のガスタービン。

【請求項4】

前記隔壁の前記逃げ角が15度～45度の範囲である請求項1に記載のガスタービン。

【請求項5】

前記シールフィンの一部には硬質材が肉盛されてなる増厚部が形成されている請求項1に記載のガスタービン。

【請求項6】

前記シールフィンの表面には硬質材がコーティングされている請求項1に記載のガスタービン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

前記目的を達成すべく、本発明によるガスタービンは、圧縮機、燃焼器、およびタービンから構成されるガスタービンの該タービンにおいて、ケーシングと、前記ケーシングの長手方向に延設する回転軸の周りで回転するタービン動翼との間の隙間にはハニカムシールが前記ケーシング側に固定されて配設されており、前記タービン動翼の前記ハニカムシールに対向する端面には前記回転軸に直交する方向に延設するシールフィンが設けてある、ガスタービンであって、前記ハニカムシールは、台形が交互に連続する複数の波形薄板がそれぞれの隔壁同士で重ね合わされ、前記隔壁同士がろう付けされて形成されており、前記タービン動翼の前記回転方向に対して、前記ハニカムシールの前記隔壁の長手方向が傾斜してあり、前記ハニカムシールの前記隔壁は、前記回転軸に直交する鉛直軸に対して前記タービン動翼の前記回転方向にある逃げ角で傾斜しているものである。